

水と暮らしを豊かにする浜松技術プラットフォーム要領

（構成）

第1条 水と暮らしを豊かにする浜松技術プラットフォーム設置要綱第4条に基づき、パートナーは、浜松市上下水道部、技術パートナー及び連携パートナーで構成する。

（技術パートナー）

第2条 技術パートナーは、浜松市内に本社や営業所など、活動の拠点を有する、若しくは予定がある企業及び団体等であって、水、暮らし、環境、エネルギー及び防災に関する技術や製品等（以下「関連技術」という。）を自ら取り扱うものであること。

（連携パートナー）

第3条 連携パートナーは、市内企業の支援を行うことを目的とする団体又は関連技術に関する識見を有するものとする。

（入会）

第4条 本会に入会しようとするものは、別に定める入会届を事務局に提出し、事務局の確認を受けなければならない。

（退会）

第5条 会員は、別に定める退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。また、連絡が一定期間とれない会員については事務局の判断で退会させることができるものとする。

附則

（施行期日）

この要領は、平成28年9月30日から施行する。